

令和2年度 学校教育の重点



京都市の目指す子ども像

「伝統と文化を受け継ぎ、
次代と自らの未来を創造する子ども」

一人一人の子どもを徹底的に大切にする京都市の教育

～つながり、つたえ、つくりだす～

京都市は、1200年を超える長い歴史の中で培われた伝統と文化を大切に、自由で先駆的な気風を育みながら、個性豊かな活力に満ちたまちを築いてきた。また、幕末から明治にかけての混乱期に、まちの衰退が危惧される中、国の学制発布（明治5年）に先立つ明治2年、「まちづくりは人づくりから」と、町衆（市民）が「竈金（かまどきん）」と呼ばれる私財を投じ、日本で初めて64もの地域制小学校（番組小学校）を創設した。

こうした歴史と伝統を礎に、「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」ことを教育実践を支える基本理念に掲げ、各学校・幼稚園が教育目標を保護者・地域と共有しながら、市民ぐるみ・地域ぐるみの教育を推進してきた。

今日、急速なグローバル化やデジタル技術の飛躍的な進化等を背景に、社会は大きな変革期に直面している。こうした中、持続可能でよりよい世界を目指して国連で採択された国際目標「SDGs」の達成に向け、国や分野の垣根を越えて連携する取組が国際社会で広まりつつある。とりわけ、「教育はSDGsの基礎」と言われ、「教育」の果たす役割に大きな期待が寄せられている。

われわれは、教育の力にまちの発展を託した先人の理念と志を受け継ぎ、改めて「地域を学ぶ、地域で学ぶ、地域から学ぶ」実践を発展させ、多様な文化や価値観を尊重し、他者と協働しながら、様々な視点で社会の課題を発見し、その解決に向けて新たな価値を創造し続ける持続可能な社会の創り手を育むために、「つながり、つたえ、つくりだす」本市教育の歩みをさらに確かなものにしていかなければならない。

本冊子は、本市学校教育の年度ごとの重点取組を定めるものです

2020

京都市教育委員会

目指す子ども像 と 3つの姿

京都市の目指す子ども像

「伝統と文化を受け継ぎ、
次代と自らの未来を創造する子ども」

3つの姿

1

広い視野と
豊かな感性を持ち、
よりよい人生や社会を
創造できる



2

様々な学びを生かし、
社会的・職業的自立を
果たすことができる



3

多様な他者と共に生き、
学び合い、
人権文化の担い手と
なることができる



学校運営 7つの柱 ~全教職員が進める確かな学校教育~

1 子どもの**命**を守りきる

2 **カリキュラム・マネジメント**の視点をもって実践を進める

3 職責を自覚し、常に自己研鑽に努め、**教育の質の向上**を図る

4 校種間**連携・接続**を推進する

5 「**困り**」を抱える子ども一人一人に対する支援を行う

6 「社会に開かれた教育課程」の下、
保護者・地域と連携・協働した取組を推進する

7 関係機関など**社会**と連携した総合的・継続的な支援を展開する

令和2年度 重視する視点

子どもの「主体性」と「社会性」の育成を目指し、
「自ら学ぶ力」と「自ら律する力」を
学校・幼稚園全体の教育活動の中で高める

幼稚園

- 1 幼児が主体的に遊ぶ姿を重視する
- 2 小学校期の学びにつなぐ
「学びに向かう力」を育む
- 3 自己発揮と自己抑制の調和のとれた
自律性を育む保育を推進する

高等学校

- 1 学校教育目標や育てようとする資質・
能力に根ざした授業改善を推進する
- 2 一人一人を大切する視点から、
個に応じた支援・指導や学習意欲の
向上に取り組む
- 3 新学習指導要領実施を各校の
将来計画の中に位置づけ、
学校改革を具体化する

小・中・小中学校（義務教育学校）

- 1 主体的・対話的で深い学びを重視した
授業を通して、学びの質を高める
- 2 日々の授業と家庭学習との連動を
通して、自学自習の習慣化を図る
- 3 自他を大切に、「公共の精神」に
基づく態度を育む

総合支援学校

- 1 子どもを「できる存在」として捉え、
できる姿を通して「生きる力」を育む
- 2 地域社会と協働して、
社会に生きる子どもを育む
- 3 自立と社会参加の実現に向けた
生活態度や規範意識を育む

「生きる力」を育む 15の取組～知・徳・体の調和のとれた育成～

知

- 1 社会とのつながり・接続を実感できる授業への改善
- 2 基礎的・基本的な知識・技能の習得と言語活動の充実
- 3 探究活動を通じた、主体的・対話的で深い学びの実現
- 4 グローバル化時代に対応する実践的英語力の育成
- 5 LD等支援の必要な子どもの学力向上

徳

- 6 道徳教育の充実
- 7 伝統文化や芸術を通じ、豊かな感性・情操を育む教育の充実
- 8 規範意識の育成
- 9 多様性を理解する姿勢の涵養
- 10 支え合い高め合う集団づくりの推進と絆づくり

体

- 11 運動やスポーツの実践と体力の向上
- 12 保健教育の充実
- 13 飲酒・喫煙・薬物に関する指導
- 14 安全教育の充実
- 15 食に関する指導の推進

目次

第1章 目指す子ども像と3つの姿	1
------------------------	---

第2章 学校運営 7つの柱 ～全教職員が進める確かな学校教育～	2
---------------------------------------	---

第3章 令和2年度 重視する視点	8
------------------------	---

■ 幼稚園	9
■ 小・中・小中学校（義務教育学校）	10
■ 高等学校	11
■ 総合支援学校	12

第4章 「生きる力」を育む15の取組 ～知・徳・体の調和のとれた育成～	13
---	----

<table border="1"><tr><td>知</td></tr></table> 「確かな学力」の育成	知	14
知		
<table border="1"><tr><td>徳</td></tr></table> 「豊かな心」の育成	徳	16
徳		
<table border="1"><tr><td>体</td></tr></table> 「健やかな体」の育成	体	18
体		

| | |------| | 参考資料 | |------|

■ 関連資料等一覧	22
■ 社会の大きな変化と新しい学び～持続可能な社会を実現するために～	24
■ 今後の教育界の動き	26

第1章 目指す子ども像と3つの姿

京都市の目指す子ども像

「伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を創造する子ども」

今日、グローバル化や先端技術の高度化が加速度的に進み、将来予測が困難な時代を迎えている。また、家庭の経済状況から生じる困り、子どもの安全確保、教職員の多忙化など、教育環境に関わる課題は多様化・複雑化している。

こうした中、教育という崇高な使命を担う私たちは、番組小学校創設の理念と蓄積された実践を誇りとして、先人の叡智と営みから今を見つめ直し、多様な価値を認め協働する未来社会の創り手の育成に向け、市民ぐるみ・地域ぐるみで包摂的かつ公正で質の高い教育を一層推進していく必要がある。

京都市の目指す子ども像 3つの姿

1. 広い視野と豊かな感性を持ち、よりよい人生や社会を創造できる

本市は、「歴史都市」「国際都市」「環境先進都市」「ものづくり都市」「大学のまち」等、多様性に溢れた都市格を有するとともに、文化を基軸に、SDGsやレジリエンスを都市経営の柱とし、広く世界と交わることによって優れた文化を創造し続ける「世界文化自由都市」であることを目指している。さらに、文化庁の京都への全面的な移転を控え、自然と共生する美意識や価値観、家族や地域の絆など、今も暮らしの中に息づく精神性や行動様式への理解を深め、その発信とともに、継承・発展の担い手の育成を目指す取組のより一層の充実が求められている。

こうした状況の下、京都の文化力、市民力を生かした伝統文化教育や環境教育、食育、住育、自然体験活動等を通じ、広い視野を持ち豊かな感性を働かせながら、多様な他者と協働してよりよい人生や持続可能な社会の創り手となる子どもを育成する。

2. 様々な学びを生かし、社会的・職業的自立を果たすことができる

近年、若者たちが学ぶことや働くことの意義を見出せないことなどが、社会全体を通じた課題となっており、また、選挙権年齢や成年年齢の引下げを踏まえ、地域や社会の一員として、良識と責任感を持って行動し、よりよい地域や社会の創造に参画する力を育成することが求められている。

そうした課題に対応するため、これまでから継続的・系統的に実践を重ねてきた「生き方探究（キャリア）教育」を軸とし、教育活動全体を通じて生きて働く「知識・技能」を定着させるとともに、「人とともに社会を生きる力」や「自分を知り、律する力」、「課題を見つけ、解決する力」、「夢や希望をつくりあげる力」を培い、社会的・職業的自立に向け、社会や家庭の中で自分の役割を果たしながら、生涯にわたり学び続け、自分らしい生き方を追究する子どもを育成する。

3. 多様な他者と共に生き、学び合い、人権文化の担い手となることができる

「世界人権宣言」や「誰一人取り残さない」という「SDGs」の理念等も踏まえ、多様な価値観を認め、互いに尊重し合い、共に助け合う態度を育てるため、全ての学校で人権が尊重される風土を意図的に創り出すとともに、あらゆる教育活動において、対話を通じて子どもが共に「学び合う」ことを人権教育の基盤とすることが大切である。

その基盤が構築されてこそ、学校という集団社会で、子どもは、心の底から湧く正義感や公正さを重んじる心を持ち、自尊感情を高め、互いを尊重することの大切さを学ぶことができる。この不断の積み重ねにより、自己実現を可能にする力を身に付ける子ども、人権という普遍的文化の担い手となる子どもを育成する。

1. 子どもの命を守りきる
2. カリキュラム・マネジメントの視点をもって実践を進める
3. 職責を自覚し、常に自己研鑽に努め、教育の質の向上を図る
4. 校種間連携・接続を推進する
5. 「困り」を抱える子ども一人一人に対する支援を行う
6. 「社会に開かれた教育課程」の下、保護者・地域と連携・協働した取組を推進する
7. 関係機関など社会と連携した総合的・継続的な支援を展開する

1. 子どもの命を守りきる

- ① 子どもが自らの命を断つこと、また、学校事故等により子どもの命が失われることは絶対にあってはならない。「命、すなわち心と体を大切にする子どもを育成できているか」、「子どもの内面から発せられる様々な声に目と耳を傾けられているか」ということを全教職員が自らに問い直すとともに、子どもの命を守りきることができる教職員体制となっているか、また、学校施設について、定期的な点検と日常の気づきによる、不具合・危険箇所の発見や、本来の目的以外の利用方法等により安全が確保されていない状況がないかなどの検証により、子どもの命を守りきる教育活動・学校運営に徹する。
- ② 子ども一人一人が、大人や友人など、あらゆる人間関係の中で大切にされているという実感を持つこと、そして、安心して自分の力を発揮できる場が設定されていることが、真に子どもの命を守り、育む学校教育を進めるうえで欠かすことのできない視点であることを全教職員が認識する。また、体罰は人間の尊厳を否定する行為であり、絶対に許されないことを常に念頭に置き、組織的な指導を徹底し、子どもが安心して学べる環境を確保する。
- ③ いじめや薬物乱用をはじめとする問題行動、虐待や不登校、家庭の経済状況から生じる「困り」のある子どもからの訴えについては、ささいな兆候や懸念であっても、教職員個人で抱え込まずに校内で報告・相談するなど、情報の集約と共有を徹底し、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を迅速かつ組織的に行う。
- ④ 地震・台風・大雨・火事等の災害は、身近に起こりうるものという考えの下、本市はもとより全国で発生した災害の教訓を踏まえ、これまでの取組及び「危機管理マニュアル」が現状に適したものになっているかを点検しながら、研修や訓練を通して適宜改善を図る。
さらに、学校教育全体を通して防災教育を展開する中で、子どもに自然災害に関する知識を身に付けさせるとともに、危険に際して自らの命を守り抜くため主体的に行動する態度を育成する。また、子ども自身が災害時に復旧、復興を支えるための「支援者」となる視点から、地域の一人として地域の防災・避難訓練等への積極的な参加を促進し、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める取組を推進するとともに、学校が地域防災の拠点となることを常に意識し、人と人とのつながりを重視した地域コミュニティの形成など、「京都市はぐくみ憲章」の下、子どもを共に育む社会的風土づくりをより一層推進する¹。

¹京都市防災教育スタンダード、京都市立学校学校防災マニュアル作成指針

2. カリキュラム・マネジメントの視点をもって実践を進める²

- ① 教育課題を踏まえた学校教育目標を定め、各教科等の教育内容を相互関係で捉えた教科横断的な視点で、カリキュラムを組織的に編成し、評価・改善・充実の好循環（P D C Aサイクル）を展開する。
 - ・ 校長は、教育課題を明らかにし、その課題の解決に必要な教育課程を編成し、その効果的な実施を支える校務分掌や予算など、学校運営体制を組織的に確立する。
 - ・ 校長のリーダーシップの下、すべての教職員が、各教科等の教育内容の相互関係を理解し、学校教育目標を踏まえた教科横断的な視点を持ち、子どもの姿や各種データに基づき、教育課程を編成・実施・評価・改善するP D C Aサイクルを展開する。幼稚園においては、子どもの姿から日々の保育の課題と成果を検証・評価し、週案の振り返りの記録を反映させ、年間指導計画の改善を図るP D C Aサイクルを展開する³。
- ② 全教職員が、学校評価はカリキュラム・マネジメントの重要な要素であることを認識し、目の前の子どもの姿はもとより、各種調査や保護者アンケート等の指標も活用して、評価者の視点から自己評価を行い、取組の進捗度・達成度を振り返ることで、よりよい学校、学級づくりに生かす。
- ③ 全教職員が、I C T等を積極的かつ効果的に活用した学習活動をはじめ、ポスター発表や思考ツールの活用等を取り入れた探究的な学習を各教科等で設定し、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、言語能力、問題発見・解決能力、情報活用能力等の育成に資する、学びの質を重視した授業改善を図る⁴。
- ④ 子どもが学校での学びと社会や自己の将来とのつながりを見通し、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付けていくことができるよう、「生き方探究パスポート」等の活用とともに、特別活動を要としつつ各教科や総合的な学習（探究）の時間の特質に応じた「生き方探究（キャリア）教育」の充実を図る⁵。

3. 職責を自覚し、常に自己研鑽に努め、教育の質の向上を図る⁶

- ① 全教職員が、子どもを教え育むという崇高な職務に携わる教育者としての職責や使命を深く認識したうえで、公私にわたり、社会的責任と公務員としての責務を常に自覚した言動に徹し、子どもや保護者との信頼関係を確固たるものとする。
- ② 教職員同士が学び合い、高め合い、相談し合える、風通しのよい職場づくりや、教職員自身の健康の保持・増進が、子どもの健やかな成長はもとより、すべての教育活動や学校運営の充実に欠かせないことであることを教職員一人一人が改めて認識する。
- ③ 京都市「学校現場の働き方改革」方針の下、教職員一人一人が自らの働き方や資質・指導力向上に向けた意識改革を進める。各学校園においては、行事の精選や会議の効率化、校務支援システムや総合教材ポータルサイトの有効活用などによる校務の効率化、部活動の適切な休養日・練習時間の設定など、日々の業務の見直しを恒常的に行うとともに、週休日の振替や年次休暇等の取得の徹底など、教職員が生き生きと働くことのできる環境づくりといった、持続可能な指導・運営体制の構築を通じて、教職員一人一人の学びを充実させる時間を確保し、教育の質のより一層の向上を図る。

² カリキュラム・マネジメント、京都市学校評価ガイドライン [第3版]

³ 京都市立幼稚園教育課程編成要領

⁴ 「京都市小学校プログラミング教育」スタートハンドブック、スタンダード vol. 1

⁵ 生き方探究パスポート活用・指導の手引、京都市生き方探究（キャリア）教育スタンダード、「生き方探究・チャレンジ体験」の手引、「スチューデントシティ学習」・「ファイナンスパーク学習」指導者マニュアル、スチューデントシティ学習補助資料「スチューデントシティ学習を核にした総合的な学習の時間（例）」、「京都モノづくりの殿堂・工房学習」指導資料集、京都モノづくりものがたりビジュアル版、漫画「京都モノづくり列伝」、「自分らしい生き方を探究するための進路選択にむけて」リーフレット

⁶ 京都市「学校現場の働き方改革」方針（案）、京都市教員等の資質の向上に関する指標、京都市OJT実践ガイドライン、授業力向上にむけて大切にしたい視点

- ④ 教職員の資質・指導力向上にあたっては、「京都市教員等の資質の向上に関する指標」に照らし、計画的な研修の他、学校園内外の様々な経験を通じて自己研鑽できる機会を設け、人間性や創造性、専門性など、より確かで幅広い力量の向上を図る。そして、校園長は、「教職員は学校現場で育つ」という考えの下、指標や教職員評価・学校評価を活用しながら組織や個々の教職員の課題を明確にし、各種研修の計画的な受講とその成果の校園内への普及とともに、総合教材ポータルサイトなどの活用も含めた校園内の研究・研修体制の一層の充実を図る。
- ⑤ 教職員一人一人のキャリアを踏まえ、OJTを有効に機能させることで、学校園の核となるミドルリーダー等の育成や、女性教職員の更なる活躍の推進を図るとともに、管理職やベテラン教職員が中心となり、子どもの見取りや授業での発問の工夫など、豊富な経験に基づく熟練の知識や技能を、あらゆる場面で中堅・若手教職員に継承する。
- ⑥ 教員は自ら学ぶ意欲を持ち続け視野を広げるとともに、公開授業・保育を積極的に行い、研究協議や参観者の意見・感想から謙虚に学ぶ姿勢を持ち、常に授業改善や指導力の向上に努める。また、ワークショップ・ケーススタディの導入等自らの授業・保育や指導を振り返ることができる場を積極的に導入し、教職員個々の課題解決を目指した校園内研修の充実を図る。

4. 校種間連携・接続を推進する

- ① 義務教育学校等の制度化の趣旨を踏まえ、「京都市小中一貫教育ガイドライン」に基づく取組を徹底する⁷。
- ・ 中学校区を基盤に、学力向上や生徒指導、支援の必要な子どもに関する実態や課題を踏まえた共通の教育目標を設定し、9年間を見通した学習指導・生徒指導を推進する。
 - ・ 小中一貫教育の目標を踏まえた系統的な教育課程の編成・実施や、学習形態の統一、教育活動の検証など、カリキュラム・マネジメントの視点で具体的な取組を進める。
 - ・ 同一中学校区において、各学校の状況に応じて小学校間や小・中学校間の連携を進め、学習指導・生徒指導等の情報交換にとどまらず、可能な限り教育課程、教育活動やその他の取組の連続性を高める。
 - ・ 小・中学校においては、学校運営協議会や学校評価について、小中一貫教育推進の観点から地域全体の取組につながるよう、小中合同実施や共通の評価項目の設定など、組織運営や活動内容についての工夫を行う。
- ② 小学校等においては、幼稚園、保育園（所）、認定こども園等（以下「就学前施設」とする）との連携・交流により、教育・保育内容や幼児期の学びと育ちを理解し、小学校期におけるスタート・カリキュラムの充実を図る⁸。
- ・ 小学校等と就学前施設の教員・職員が、合同研修や公開授業・保育への相互参加等を通じ、それぞれの取組と子どもの成長過程の相互理解を図る。
 - ・ 運動会への参加や生活発表会への招待など、就学前施設の子どもと小学生が交流する場面を設ける。
 - ・ 小学校等と就学前施設間での、指導要録の活用、個別の情報交換などを通じて、入学児童のよいところや得意なこと、課題等についての引き継ぎを行うことにより、学びと育ちを繋ぐ。
- ③ 高等学校においては、他校の研究授業への参加など、授業改善へ向けた取組を進める。また、オープンキャンパスのほか必要に応じて、自校の特色や教育内容、学校生活の様子を伝えるなど、その魅力を積極的に発信するとともに、それぞれの高校の教育活動やカリキュラム、指導方法の成果を他校種と共有することで、その連携に努める。

⁷京都市小中一貫教育ガイドライン（試案）

⁸「保幼小接続の推進」リーフレット、「保幼小連携・接続」パンフレット

- ④ 「生き方探究パスポート」等を活用し、教員が発達段階に応じて子どもと対話的に関わる中で、学習状況やキャリア形成についての見通しや振り返りを促すなど、幼稚園から高等学校まで系統的な指導を行うことで、子どもが主体的に学びに向かう力を育み、成長と自己実現につなげる。
- ⑤ 共生社会の形成を目指し、家庭や地域の理解と協力を得ながら、幼稚園、小・中・小中学校、高等学校と総合支援学校とのより一層の連携・接続や交流を進めるとともに、障害のある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の機会を積極的に設ける⁹。

5. 「困り」を抱える子ども一人一人に対する支援を行う

- ① 学力向上や生徒指導、障害のある子どもの「困り」に対する適切な支援、校種間連携・接続等の具体的な取組を、校内委員会を中心とした全校的な組織体制の中で推進する。その際、人権教育の4つの視点[※]も踏まえ、常に子ども一人一人の人権を保障する視点で取組を進める。

※ 1. 人権としての教育 2. 人権を通しての教育 3. 人権についての教育 4. 人権のための教育

- ② どの子どもにとってもわかりやすい授業づくりや過ごしやすい学校・学級づくりについて、学校全体での共通理解を図るとともに、ユニバーサルデザインチェック表等を活用し、教職員が連携して、授業や学級経営、学校環境の見直しを進める¹⁰。
- ③ 不登校に関しては、未然防止に向けて、「児童生徒理解・教育支援シート」をはじめ、教育相談やスクールカウンセラーの活用など、初期の段階で適切に対応する。不登校となった場合には、関係機関が情報を共有し、アセスメント（見立て）に基づいた検討のうえ、子どもの状況に応じて、休養の確保と学校復帰とのバランスを考慮した適切な登校への支援を行うとともに、個に応じた学習支援や体験活動、不登校相談支援センターとの連携などにより、将来の社会的自立を見据えた組織的・計画的な支援を積極的に進める¹¹。
- ④ 貧困をはじめ、様々な困難を抱えた子どもや家庭に対し、学力の定着・向上をはじめとした学校総体の取組はもとより、スクールソーシャルワーカーの活用等により、児童相談所や子ども支援センター、NPO等、他機関との日常的な連携を進めるなど、生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもが社会的に自立できるよう、きめ細かく対応する。
- ⑤ 障害者差別解消法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領を踏まえ、全教職員が障害特性の理解と的確な実態把握やそれに基づく指導・支援についての専門性を高めるとともに、合理的配慮を包括した「個別の指導計画」等を必要とするすべての子どもに作成し、一人一人の教育的ニーズに応じた指導内容や指導方法の精選・創意工夫を徹底する¹²。
- ⑥ 発達に遅れがある、または発達に特性のある子ども（LD等支援の必要な子どもを含む）について、育成学級や通級指導、総合支援学校など多様な学びの場を活用し、それぞれの教育課程の連続性にも留意しながら、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を推進する。また、「就学支援シート」の活用や「個別の指導計画」の作成・活用等、緊密な校種間連携による確実な引き継ぎを行い、就学前施設から高等学校・総合支援学校高等部卒業後の進路を見据えた、切れ目のない指導や支援を推進する¹³。
- ⑦ 医療的ケアを必要とする子どもの教育については、主治医や関係機関等と連携を行う中で、安全確保を前提として、本人や保護者の意向を踏まえ一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行う。また、長期入院や長期間の自宅での病気療養を余儀なくされる子どもについては、医療機関と連携しつつ遠隔教育等の取組を推進する。

⁹ 障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの「交流及び共同学習」の推進のために

¹⁰ 授業・学級・授業づくりのユニバーサルデザインチェック表（小学校）（中学校）

¹¹ 登校支援ハンドブック

¹² 障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領

¹³ 発達の特性等によって困りのある中高生のための指導・支援ガイド（第2版）

- ⑧ 日本語指導が必要な子どもの学びを保障するために、主に来日直後の外国籍や外国にルーツを持つ子ども等を対象とした特別の教育課程による指導を中心とした日本語指導や在籍学級での適切な支援の在り方について、校内の共通理解を図り、全校体制での取組を進める¹⁴。

6. 「社会に開かれた教育課程」の下、保護者・地域と連携・協働した取組を推進する¹⁵

- ① 「社会に開かれた教育課程」の下、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を地域全体で共有し、PTA等の活動や地域・企業・大学・NPO・行政機関等とより一層の連携・協働を図る。子どもの実態や課題、保護者や地域の願いを的確にとらえ、子どもが身に付けるべき資質・能力、学ぶべき内容などをわかりやすく示したうえで、学校教育目標を設定し、学校運営協議会を通して地域・保護者の学校教育への参画を促したりするなど家庭・地域と同じ方向性を持ちながら、地域の教育力等を生かした学習を積極的に展開し、学校教育目標の達成を目指す。
- ② 学校としての説明責任を徹底し、自由参観や広報活動など、学校教育活動の情報発信を進める中で、PTAや学校運営協議会、学校評議員の学校運営への参画を一層拡大し、地域とともにある学校づくりを着実に推進する。
- ③ 学校・家庭・地域が自らを振り返り、互いに高め合うという京都市の学校評価システムの下、地域・保護者も学校づくりを共に進める当事者としての意識を高めるとともに、学校運営協議会や学校評議員による「学校関係者評価」が、それぞれの取組の改善策の提起も含めた評価となるよう、その意義・目的の周知徹底に努める。
- ④ 地域と連携した体験的活動やボランティア活動、探究的な学習を「SDGs」の視点から捉え、持続可能な社会の実現を意識させるなど、学校での学びと社会との結び付きを実感させながら、子どもが自らの生き方を考え、目的意識を持って将来を見通し、その実現に向け努力する態度や意欲を培う取組を系統的に実践する。
- ⑤ すべての幼稚園が、子育て相談や園庭開放の実施、地域の子育て支援センターとしての役割を果たすとともに、社会全体で子育てを支えるうえで預かり保育が果たす役割を認識し、その充実を図る。また、幼稚園や小・中・小中学校においては、「子どもを共に育む『親支援』プログラム」等を活用して家庭教育講座を開催し、保護者に対する支援に努める¹⁶。
- ⑥ 「京都市はぐくみ憲章」の理念の下、学校・家庭・地域が共に子どもを育む当事者であることを再認識するとともに、すべての子どもが、地域への愛着と地域の一員としての役割や人と人との絆の大切さを自覚できるよう、家庭・地域との協働の取組を進める。

7. 関係機関など社会と連携した総合的・継続的な支援を展開する

- ① 令和2年度からの5年間を計画期間とした、本市の新たな子ども・若者に係る総合的な計画である「京都市はぐくみプラン」を踏まえ、子ども若者はぐくみ局及び各区役所・支所における子どもはぐくみ室をはじめ、福祉、保健、医療等、様々な分野の関係機関とのさらなる連携の下、切れ目ない子ども・家庭への支援を図る。(次頁で本市の支援体制を図示)

¹⁴ 日本語指導の手引「特別の教育課程」による日本語指導がスタートしました！、「帰国・外国人児童生徒」の受け入れ手順、日本語指導が必要な子どもたちのための日本語の力、生活経験に応じた授業づくりの考え方・支援例集、「外国にルーツをもつ子どもたち（日本語指導が必要な子どもたち）の教育」に関する、校内研修の進め方例・研修内容例

¹⁵ 学校と保護者のよりよい関係を目指して、京都市はぐくみ憲章「行動指針」

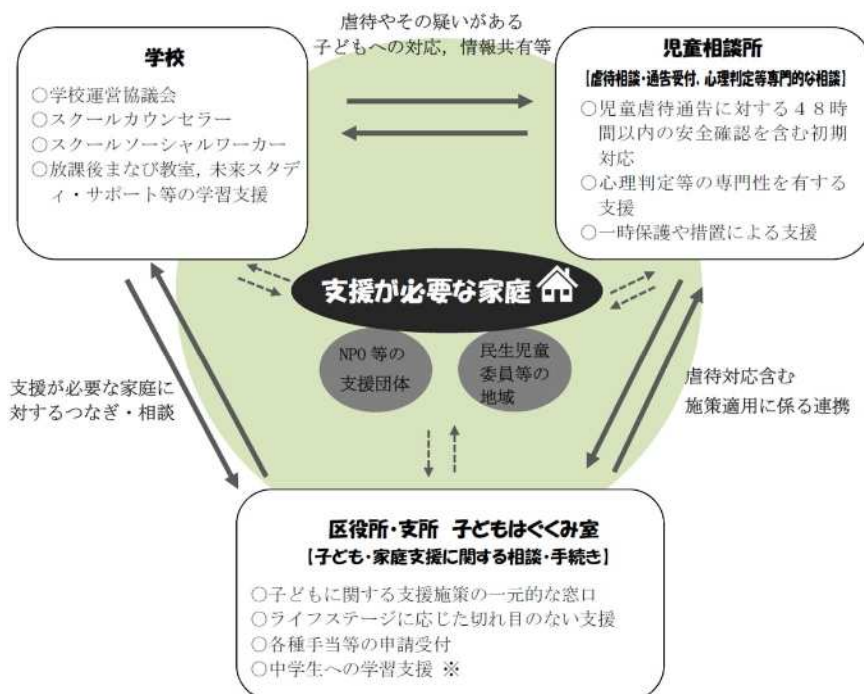
¹⁶ 子どもを共に育む「親支援」プログラム

- ② 放課後まなび教室，児童館・学童保育所の取組，みやこ子ども土曜塾，青少年活動センター等での学習会，地域行事などについて，保護者や地域，関係機関と情報共有を図りながら，保護者へ適切な情報提供を行うとともに，学校の取組と連動させ，必要な子どもに必要な居場所や取組を提供する¹⁷。
- ③ 子どもへの虐待について，「教職員は発見しやすい立場にあり，通告は義務である」ことを自覚し，日常的な観察はもとより，スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの情報共有や，健康診断等で早期発見に努めるとともに，虐待の疑いがある場合の迅速な対応及び児童相談所や子どもはぐくみ室等との連携について，全教職員の共通理解を図る¹⁸。
- ④ すべての子どもが共に学ぶインクルーシブ教育の理念に基づき，子どもや保護者の願いと一人一人の教育的ニーズに応じた就学支援・教育支援を組織的に展開するため，幼稚園，小・中・小中学校，高等学校それぞれにおける発達段階や個々の特性に応じて，保護者や医療，福祉，保健，労働等の関係機関，総合支援学校^{はぐくみ}育支援センター，学校サポートチーム，高校通級特別支援チーム等との連携を密にし，総合的・継続的支援を行う¹⁹。

■子ども・家庭への支援体制

～京都市子ども若者はぐくみ局から，学校園の先生に知っておいていただきたいこと～

学校園で「困り」を抱える子どもや保護者，家族に対する支援施策等は各区役所・支所の子どもはぐくみ室にご相談ください。（参考資料「子ども・子育てに関する情報・相談窓口^{*20}」等もご活用ください。）



※ 中学生への学習支援…生活保護世帯等生活困窮世帯やひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業（京都市ユースサービス協会に委託して実施）

¹⁷ 放課後まなび教室のねらいと充実に向けて

¹⁸ 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き

¹⁹ 「障害のある子どもたちのよりよい就学先を求めて～京都市の就学相談」リーフレット，「～障害のある子どもたちの『はぐくみ』を支える～育（はぐくみ）支援センター」リーフレット，知ってほしい！「高校通級特別支援チーム」リーフレット，京都市高校生サポート，就学支援シート

²⁰ 子ども・子育てに関する情報・相談窓口

第3章 令和2年度 重視する視点

子どもの「主体性」と「社会性」の育成を目指し、 「自ら学ぶ力」と「自ら律する力」を 学校・幼稚園全体の教育活動の中で高める

現状認識

- 本市の目指す子ども像の実現には、子どもたちの「主体性」と「社会性」の育成が不可欠である。そして、その鍵を握るのは、「自ら学ぶ力」と「自ら律する力」の向上である。
- 「自ら学ぶ力」については、これまで、各学校園において、言語活動、協働活動を意識した授業改善が進むとともに、ポスター発表やグループ学習等の探究的な活動が各教科等の学習で設定されるなど、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習過程の改善が図られている。また、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙においても、学級等の中で「課題解決型学習への取組」^{※①}や「話し合い活動を通じた考えの深まりや広がり」^{※②}等の項目で肯定的に回答している割合がほぼ全国と同水準となっている。しかし、従来から本市の課題であり、重点取組としてきた「家庭での自学自習の習慣化」については、「家での計画的な勉強」^{※③}や「授業以外の勉強時間」^{※④}等の項目において、全国水準と比較すると依然として改善の余地があり、引き続き課題と認識すべき状況にある。家庭での自学自習の習慣化は、自らの学習状況を主体的に把握し、学習の進め方について見通しを持ちつつ粘り強く試行錯誤するという、学びの基本となる姿勢を育む取組として重要であり、より一層家庭等と連携していく必要がある。また、学習到達度の国際比較では、わが国の読解力の相対的な低下傾向が示されており、新たな時代を見据えた情報活用能力の育成と関連させた更なる取組の推進が求められている。

※令和元年度全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙の本市における肯定的回答割合(カッコ内は全国平均との差異)

① 小 67.7(+2.0)・中 64.0(+2.5) ② 小 73.8(▲0.2)・中 72.4(+0.8) ③ 小 68.1(▲3.4)・中 42.6(▲7.8)

④ 「1時間以上」小 67.1(+1.0)・中 64.3(▲5.5)

単位 (%)

- こうした「自ら学ぶ力」の基盤となるのは、「自ら律する力」である。上記同様、「自分の良いところの有無」^{※⑤}や「地域・社会の問題や出来事への関心」^{※⑥}等の項目で肯定的に回答している割合は、全国水準を下回っており、引き続き課題と認識すべき状況にある。生徒指導の三機能を生かした教育活動の推進を通して、すべての子どもが自己肯定感や自己有用感等の自尊感情を十分に持つ中で他者の良さを見つけようと努め、互いに協力し合うなど絆を深めるとともに、自己指導力を高め、自らの考えで希望を実現するよう努力することが重要である。これは学力面や精神面だけでなく、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」で本市が全体的に全国水準を下回る結果となった体力面の向上にも資するものであり、知・徳・体の調和のとれた育成を一層図る上でも重要である。

※同 ⑤ 小 80.1(▲1.1)・中 72.6(▲1.5) ⑥ 小 53.7(▲0.8)・中 37.1(▲2.3)

単位 (%)

- こうした認識のもと、令和2年度も引き続き、「自ら学ぶ力」と「自ら律する力」を全ての校種で特に重視する資質・能力と定めている。そのため、各学校園においては、次頁以降に示す校種別の重点項目を踏まえ、組織的かつ計画的に日々の教育活動の質の向上を図り、子どもの姿や地域の状況に応じた創意あふれる取組が展開されることを強く期待する。

幼稚園期における「自ら学ぶ力」

身近な環境に主体的に関わり、いろいろな活動や遊びを自らの興味・関心や仲間との協同性の中で楽しむ中で、満足感や達成感を味わいながら、自信を持って諦めずにやり遂げることのできる力

幼稚園期における「自ら律する力」

自己表出や葛藤を十分に経験する中で、自分の気持ちに折り合いをつけて相手の立場に立って行動したり、してよいことと悪いことを理解し、決まりを作ったり守ったりしようとする力

1. 幼児が主体的に遊ぶ姿を重視する²¹

- ① 自発的に身近な環境にかかわり、夢中になって遊ぶことで様々な学びを得ることが幼児期の発達の特徴であることを踏まえ、一人一人の興味関心への理解と具体的な行動の予想に基づき、子どもの主体的な活動を促す計画的な教育環境を構成する。
- ② 「安心・安定」「自己発揮」「協同性」を軸にした3歳児から5歳児の発達の過程を捉え、“子どもが夢中になって遊び込む”ことを重視した保育を推進する。
- ③ 幼児期は心と体の発達が密接に結びついている時期であることを踏まえ、子どもが主体的に十分に体を動かして遊ぶ楽しさが感じられる保育を展開する。

2. 小学校期の学びにつなぐ「学びに向かう力」を育む

- ① 小学校期以降の学習につなぐ視点で「幼児期における見方・考え方」「幼児期に育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」*「幼児期における主体的・対話的で深い学びの実現」等の具体的な主題を定めた園内研修と、「学びに向かう力」の育成を意識した保育を推進する。
- ② 家庭との連携の下「親子で絵本！」の活用を促進する等、子どもが、親や教員と触れ合いながら絵本や物語などに親しみ、興味を持って見たり、想像する楽しさを味わったり、さまざまな言語を見聞きしたりすることなどを通して、言葉に対する豊かな感覚を育む取組を推進する²²。
- ③ 5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）で示されたねらいや内容を踏まえた実践を通して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」*を小学校等と共有することにより、円滑な接続を図る。また、幼稚園が小学校期以降に育むべき資質・能力の基礎を総合的に育成していることを、公開保育等により、近隣の保幼小に積極的に発信するなど、保幼小の円滑な連携・接続を推進する公立幼稚園の役割を意識した取組を進める。

※ 1. 健康な心と体 2. 自立心 3. 協同性 4. 道徳性・規範意識の芽生え 5. 社会生活との関わり 6. 思考力の芽生え
7. 自然との関わり・生命尊重 8. 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 9. 言葉による伝え合い 10. 豊かな感性と表現
なお、これらの姿は、それぞれの項目が個別に取り出されて指導されるものではない。また、幼児教育は環境を通して行うものであり、とりわけ幼児の自発的な活動としての遊びを通して育っていくことに留意する必要がある。

3. 自己発揮と自己抑制の調和のとれた自律性(折り合う心)を育む保育を推進する

- ① 基本的な生活習慣を形成することが、幼児に自信と自立心を育み、自己発揮できる素地を作ること意識し、家庭と連携しながら一人一人に応じた援助を行う。
- ② 幼児期は信頼する教員に受け入れられ、見守られているという安心感の下、自らの世界を広げ自己発揮していく時期にあることを踏まえ、自身が大切にされていることが実感できる保育を推進する。
- ③ 人に対する信頼や思いやり、決まりを守ろうとする気持ちは、幼児が他者との関わりを深めたり、葛藤を体験したりする中で、次第に育まれるものであることを踏まえ、発達に応じた人との関わりを重視した保育を展開する。
- ④ 地域の人をはじめ様々な人と交流し、親しみを感じ、社会の一員として必要な公共心の芽生えを育む保育を推進する。

²¹ 未来につながる力を育む京都市立幼稚園，幼稚園版家庭教育の手引き「家庭を学びの環境に」

²² 読書ノート「親子で絵本！」

小・中学校期における「自ら学ぶ力」

学ぶことに興味や関心を持ち、自己の進路や将来の生き方と関連付けながら目標実現への見通しを持って粘り強く取り組むとともに、自己の学習活動を振り返り、自らの学びをよりよい方向に調整できる力

小・中学校期における「自ら律する力」

地域・社会との関わりの中で、他者への思いやりや寛容、人と人との絆の大切さを実感しながら、自らの生活や人生、地域・社会をよりよくするため、時と場に応じた正しい判断ができる力

1. 主体的・対話的で深い学びを重視した授業を通して、学びの質を高める²³

- ① 「主体的・対話的で深い学び」を重視した授業を展開し、各学校で明確化した「育成すべき子どもの資質・能力」を育む。また、授業のめあて・見通しの確認や、まとめと振り返りを徹底することで、学習したことの価値や自分にとっての意義を確認できる授業を展開し、意欲的な学びを引き出す。
- ② 各教科等においては、教科横断的に培うべき資質・能力の育成も踏まえ、習得・活用・探究という学びの過程の中で「見方・考え方」を働かせるなど、「深い学び」に至るよう単元や題材等の構成をデザインし、授業の質を高める。
- ③ 学校全体で学習効果を最大化するためのカリキュラム・マネジメントを確立し、子どもが主体的に学ぶ授業への改善という視点から校内研修・研究協議を充実させる。また、子どもたちの力を最大限引き出すため、指導体制の工夫やICTを基盤とした新しい技術の活用等に取り組む。

2. 日々の授業と家庭学習との連動を通して、自学自習の習慣化を図る²⁴

- ① 小学校期においては、家庭学習の大切さや内容・方法についてわかりやすく指導するとともに、提出物の内容や時期などについて家庭との連携・協力を図りながら工夫する。また、与えられた課題に取り組むだけでなく、自主学習ノート等を活用して、自らが予習・復習を意識して課題を選択し、学習計画を立て実行できるようにする。
- ② 中学校期においては、自主的な家庭学習の定着、充実を図るため、学年・教科で連携しながら、予習や復習の意義と方法を指導するとともに、授業と連動させながら学習課題の内容と提示方法を工夫・改善する。さらに、自分が必要とする学習課題を的確に選択して実施する能力や態度を育成するため、子ども自らに、学習・生活について主体的・継続的に管理する計画表を作成させる。

3. 自他を大切にし、「公共の精神」に基づく態度を育む

- ① 子どもの発達段階に応じて、命を大切にする心や他人を思いやる心、感動する心など、豊かな人間性や自尊感情の高揚とともに、人権尊重の精神と態度の育成や、互いを認め合い励まし合う集団作りに向け、京都市子ども未来会議の決議を踏まえた児童会・生徒会活動の活性化など、子どもの主体的・自発的な活動を尊重しつつ、指導を徹底する。また、いじめはもちろん、SNSをはじめネットを介した誹謗中傷は絶対に許されない人権侵害であることを認識させる。
- ② 地域をはじめ、様々な人々と交流する体験活動等を通して、人のために役立つことや多様な人々と共生することの大切さを実感し、社会の一員として必要な公共心や公德心、生命を尊重する心を育てる。また、持続可能な社会の実現に向けた様々な課題の解決を目指すなど、社会に主体的に参画する意識と行動力を育む。
- ③ 社会におけるルールや法の重要性だけでなく、人として許されない行為についての指導を徹底し、自分で正しい判断ができる力を育成する。また、健康の保持増進や望ましい生活習慣の実践、飲酒・喫煙・薬物乱用等の有害性について、正しい知識を身に付けさせ、自律的な行動ができるよう指導を徹底する。

²³ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けて【試案】

²⁴ 自学自習のすすめ

高等学校期における「自ら学ぶ力」

学ぶことの楽しさを発見し、高校での学びを自らの興味・関心や今後のキャリアの展望と関連付けて捉え、学びの振り返りと見通しの機会を通して学習成果を実感し、自己を変革し続ける力

高等学校期における「自ら律する力」

多様な他者と関わる中で、対話を通して相互の価値観や感受性を見つめたり、共に生きるためのルールをつくり合ったりしながら、自己理解と他者理解を深め、一人一人の生き方を認め合って行動する力

1. 学校教育目標や育てようとする資質・能力に根ざした授業改善を推進する

- ① 新学習指導要領における観点別学習状況の評価について研究し、現行の評価の課題を明らかにするとともに、指導と評価の一体化を通して、学習評価を基にした授業改善を行う。
- ② 総合的な探究（学習）の時間が教育課程の中核であることを全教職員で共通認識し、一人一人が授業実践者として内容理解を深め、生徒の主体性や探究の過程を重視した指導力を向上する。
- ③ 特別活動総体としての推進体制を構築した上で、全教職員が全体計画を基にホームルーム活動、生徒会活動、学校行事の目標や意義を確認して指導に臨み、学校教育目標に照らして検証を行う。

2. 一人一人を大切にできる視点から、個に応じた支援・指導や学習意欲の向上に取り組む

- ① 本市の全教育活動の基盤である「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という基本理念に立ち返り、生徒との様々な関わりにおいて、個々の実情や背景を十分に踏まえた支援や指導を行う。
- ② 学年団を中心に、各教科等の卒業までの指導計画を教科等横断的に確認し、生徒の実態に応じ時期ごとの重点項目や家庭学習課題をバランスよく計画的に設定することで、自学自習の促進を図る。
- ③ 「学びの基礎診断」の結果を用いて自校教育の質を検証・分析し、基礎学力定着や学習意欲の向上に資するよう生徒にフィードバックするとともに、分析結果を各教科の授業改善に有効活用する。
- ④ 生徒一人一人が自己の在り方生き方や進路について考察する機会を確保し、キャリア・パスポートなどを活用しながら、個に応じた将来のキャリア発達を適切に支援する指導を充実させる。

3. 新学習指導要領実施を各校の将来計画の中に位置づけ、学校改革を具体化する

- ① 本市立高校の自由で先駆的な気風のもと、生徒の特徴や社会、地域のニーズ等を見据えた自校なりの「社会に開かれた教育課程」の具現化を目指し、新しい教育課程を今年度中に構築する。
- ② 学校長が明示した方針の下に作成された全体計画に基づき、道徳教育推進教師を中心に一人一人が各教科等の役割や相互の関連性を確認しながら、全教育活動を通して道徳教育を推進する。

総合支援学校における「自ら学ぶ力」

それぞれの発達と障害の状態に応じて、自らが取り組んでいることの目的や意味を理解し、自らの意思で行動を起こしたり、その意思を伝えたりする意欲・主体性の基盤となる力

総合支援学校における「自ら律する力」

それぞれの生活年齢に応じた学校生活や社会生活の実現につながる、規範意識を含む社会性とそれを裏付ける人とかかわっていく力

1. 子どもを「できる存在」として捉え、できる姿を通して「生きる力」を育む

- ① 子どもの障害の状態や特性及び発達の段階等を十分に考慮して、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、「生きる力」につながる資質・能力を育む取組を進める。
- ② 子どもが自ら学習課題に気付いたり、学習活動を選択したりする機会を設けるなど、子どもの興味・関心をいかした自主的・自発的な学習を促し、子どもの主体性を引き出す。
- ③ 子どもが見通しを立てたり、振り返ったりする活動を計画的に取り入れ、達成感を味わうことができる活動を進める。
- ④ 一人一人のニーズに応じた教育の充実を図るため、個別の包括支援プランの活用を核として、子どもの「生きる力」を育成する指導と支援を進める。また、子どもの自立と社会参加の視点を持って、PDCAサイクルを通して常に検証することにより、教育課程を組織的かつ計画的に改善していく。
- ⑤ カリキュラムの編成にあたっては、各学部や各段階、幼稚園、小・中・小中学校、高等学校とのつながりに留意して指導内容を検討し、学びの連続性を重視する。
- ⑥ 子どもからの自発的な他者への働きかけや発信を促すために、障害の状態、特性に応じた意思の伝達や環境の把握を補完・充実させるICT機器等の有効活用を進める。

2. 地域社会と協働して、社会に生きる子どもを育む

- ① 保護者・学校・就学前施設、医療・福祉等の関係機関との連携の下、子どもの生活年齢と学校卒業後の将来の姿を踏まえた長期的な視点で教育的支援を行い、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現できるよう子どもの可能性を最大限に伸ばす。
- ② 交流及び共同学習や地域での様々な人々との関わりを通して、社会性やコミュニケーション能力の育成を図るとともに、共に尊重し合いながら協働して生活していこうとする態度の育成を図る。
- ③ 子どもが、生涯を通じて社会や地域と関わりながら豊かな生活を営むことを目指し、主体的にスポーツや文化芸術活動に親しむなど、生涯学習への意欲を高める教育活動に取り組む。
- ④ 地域での貢献活動や協働活動、事業所や企業における実習等、自立と社会参加につながる取組を推進することにより、子どもが主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性等を実感し、社会に参画する意欲を高められるようにする。

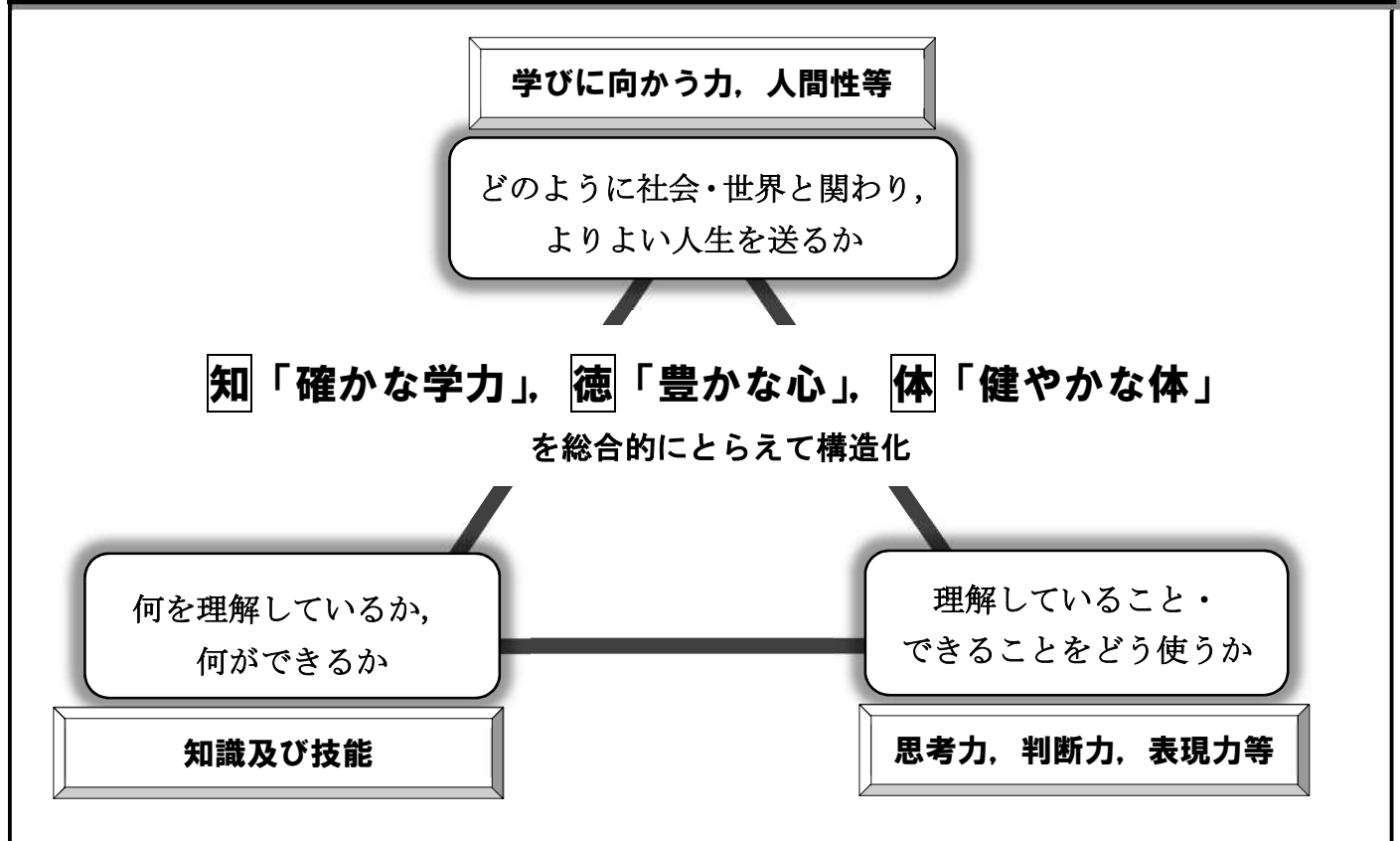
3. 自立と社会参加の実現に向けた生活態度や規範意識を育む

- ① 子どもの発達の段階や生活年齢、健康の状態に応じて、日常生活習慣や遊び、公共の場での活動、事業所や企業における実習等の具体的な場面を通して、自立と社会参加に向けて必要な態度、規範意識を身に付けられるようにする。
- ② 学校内や地域等での活動を通して、子どもが自己肯定感や自己有用感等の自尊感情を高め、幅広い人間関係を形成し、周りの人との信頼関係を築いたり、深めたりする力を育む。
- ③ 子どもの発達の段階や生活年齢に応じて、社会的に許されない行為を理解し、自他を大切にする行動ができるよう、学校生活全体を通して道徳性の涵養に努める。また、家庭や医療・福祉等の関係機関との連携を図りながら、生活の中で生じる諸問題を解決するための判断、方法、意思を身に付けられるようにする。

第4章 「生きる力」を育む15の取組

～知・徳・体の調和のとれた育成～

新しい学習指導要領で育成を目指す「資質・能力の三つの柱」



- 「生きる力」は、学力の三要素（確かな学力）を含めた知・徳・体から成るものである。新しい学習指導要領においても、総則に「生きる力を育むことを目指す」と明記されており、「生きる力」が確かな学力，豊かな心，健やかな体の「知・徳・体」で構成されることについてはこれまでと変わりはない。
- 一方，予測困難な未来社会にあっては，答えが一つでなかったり用意されていない課題に対し，多様な他者と協働する中で，試行錯誤しながら，状況に応じた最適解を生みだし，実行・検証・再挑戦していく力が求められている。
- そうした中，「生きる力」を育むことを目指すにあたっては，学校の教育活動のすべてを通して，以下の「資質・能力の三つの柱」を偏りなく育成することが必要である。
 - (1) 何を理解しているか，何ができるか：知識及び技能
 - (2) 理解していること・できることをどう使うか：思考力，判断力，表現力等
 - (3) どのように社会・世界と関わり，よりよい人生を送るか：学びに向かう力，人間性等
- ここでは，確かな学力，豊かな心，健やかな体の育成に関する留意点を項目立てて整理している。「資質・能力の三つの柱」の具現化の際に必ず留意すること。

1. 社会とのつながり・接続を実感できる授業への改善

- ① 学習活動の基本となる姿勢（学びの約束やルール）を一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりに取り組む。
- ② 子どもが自己の将来の生き方を見据え、「SDGs」の理念も踏まえながら、学校での学びと社会とのつながりや、わかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を目指し、常に効果的な指導方法や指導体制の工夫改善を図る。その際には、家庭環境にかかわらず、すべての子どもの可能性を最大限に伸ばす視点を大切に、取組を進める。
- ③ 年間を見通して策定した教育課程や教育指導計画により、新学習指導要領の目標及び内容を踏まえて整理された観点別学習状況評価にもとづく各教科の学習評価や、特別の教科道徳（道徳科）、英語活動・外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習（探究）の時間、特別活動についてそれぞれの目標や特質に応じた評価の適切な実施、また「指導と評価の一体化」のさらなる充実に努める。
- ④ 幼稚園においては、発達や学びの連続性に重点を置き、子どもの主体的な遊びを通して、興味・関心・意欲を引き出し、好奇心・探究心・思考力・コミュニケーション力・表現力・自己調整力等、小学校期以降の学びにつなぐ「学びに向かう力」を育む²⁵。
- ⑤ 小・中・小中学校においては、小中一貫教育の推進により緊密に連携し、本市独自の教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導を徹底するとともに、各学校の学力向上プランの進捗を検証する。また、全国学力・学習状況調査や京都市小中一貫学習支援プログラム（ジョイントプログラム、学習確認プログラム）を十分活用し、結果分析を踏まえた授業改善を図りつつ、9年間を見通した指導を充実する²⁶。
- ⑥ 高等学校においては、生徒の個性を尊重し、その興味・関心及び適性や希望に応じた進路実現に向けた取組を進める。また、高校教育の質の確保・向上に向け、「何を教えるか」ではなく「どのような力を付けるか」という視点から、指導内容とともに学習方法や学習評価の在り方を研究、実践する。
- ⑦ 総合支援学校においては、「個別の包括支援プラン」を活用し、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を進め、子どもの「生きる力」

を育成する。とりわけ、自立と社会参加に向けて必要となる資質・能力を育む観点から、地域の企業、大学、福祉施設等と連携した職場体験活動などに関連付けた系統的なキャリア教育の充実を図る。

2. 基礎的・基本的な知識・技能の習得²⁷と言語活動の充実²⁸

- ① 各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を、すべての子どもに確実に習得させる。
- ② 知識・技能の習得にあたっては、既習の学習内容との関連付けを重視するとともに、知的好奇心に支えられ、実感を伴った理解となるよう、各教科等において、調べ学習、観察・実験、レポートの作成等の活動を適宜取り入れる。
- ③ 基礎的読解力や数学的思考力、情報活用能力など、学習の基盤となり、これからの時代を生きていく上でのもととなる資質・能力を確実に育成するため、教科等の横断を意識しながら、プログラミング教育などICT機器等を積極的かつ効果的に活用した学習活動を一層充実させる。
- ④ 国語科においては、言葉の果たす役割を的確に理解し、論理的に思考し表現する語彙能力や互いの立場や考えを尊重して伝え合う能力を培うとともに、古典をはじめ、我が国の言語文化に触れて感性や情緒を育む指導の充実を図る。
- ⑤ 各教科等においては、それぞれの目標を実現するための手立てとして、国語科で培う資質能力と融合させて、記録・要約・説明・論述・発表・討論等の「言語活動」の、発達段階に応じた設定と内容の充実、また、学習課題（めあて・目標）に応じた「まとめ」と「振り返り」の徹底等を通じて、思考力・判断力・表現力等の効果的な育成を図る。
- ⑥ 文章の内容を正確にとらえて読むための基礎的読解力に加え、複数の情報の違いを見つけて対処したり、情報の質や信ぴょう性を評価できる能力の育成に向け、各教科等相互の関連や学年の系統性を重視し、教育課程や指導計画の改善を行う。
- ⑦ 学校図書館を、「学習・情報センター」、「読書センター」として各教科等の指導計画の中の的確に位置付ける。また、学習情報源として新聞を計画的に活用することで、広く社会への関心を高める。

²⁵ 未来につながる力を育む京都市立幼稚園

²⁶ 子どもたちの学力向上をめざして、学びのコンパス

²⁷ 情報教育スタンダード、京都市理科観察実験支援事業報告書、いきいき理科大好き推進校実践事例報告書、科学的な思考力を育成する観察・実験の在り方

²⁸ 言語活動の充実に向けた研修資料、読書ノート・学校図書館活用ノート、第4次京都市子ども読書活動推進計画、各教科等における、系統的、計画的な学校図書館の活用

- ⑧ 令和元年度からの5年間を計画期間とする「第4次京都市子ども読書活動推進計画」等を踏まえ、切れ目のない読書活動の促進に向け、発達段階に応じた支援を、家庭・地域等と連携して行う。

3. 探究活動を通じた、主体的・対話的で深い学びの実現²⁹

- ① 教育課程全般にわたり、自ら課題や疑問点を設定し、調べ、解決しようとする過程を大切に探究活動を推進する。その際、こうした探究活動が次なる課題や疑問を生み出す契機となるなど、探究の過程が繰り返されるように留意する。また、子どもの学習意欲や知的好奇心、探究心を引き出し、主体的に学習に取り組む力を身に付けさせるために、自然体験や社会福祉体験、職場体験活動、ボランティア活動、生産活動（ものづくり等）といった学習活動を推進する。
- ② 伝統文化教育、環境教育、食育、政治的教養を育む教育等の取組においても、学習指導要領や文部科学省通知等の趣旨を踏まえ、それぞれの教育活動の目標やねらいを明確に定め、体験活動や作業的活動、子ども同士が互いの意見を深め合う活動など、多様な学習形態を取り入れ、主体的・対話的に問題解決を図る学習を進める。

4. グローバル化時代に対応する実践的英語力の育成

- ① 京都の素晴らしさや自らの考えを世界に発信できる英語力を育成するため、小・中・小中・高等学校を通じた英語教育の充実を図るとともに、ALTとのティーム・ティーチングをはじめ、日常的に英語に触れる機会や、英語によるコミュニケーションが求められる環境を意図的に設定する。
- ② 小学校期においては、実際に英語を用いて互いの考えや気持ちを伝え合う言語活動を通してコミュニケーションを図る素地・基礎となる資質・能力を育成することを目指す。低・中学年で、聞くこと、話すことの言語活動の充実を図った上で、高学年では聞くこと、話すことに加え、読むこと、書くことの言語活動の充実を図り、中学校期との円滑な接続を目指す。また、低学年では本市独自に英語活動を実施し、外国語学習への動機づけを高める³⁰。

- ③ 中学校期の外国語科では、英語によるコミュニケーションを図る資質・能力を育成するため、授業は英語で行うことを基本とし、小学校期での学びを踏まえつつ、学習した語彙や表現等を実際に活用して、互いの考えや気持ちなどを英語で伝え合う対話的な言語活動や、パフォーマンス課題等を重視する。また、育成すべき資質・能力の到達度を効果的に把握するため、すべての学校で「CAN-DO リスト」の形で学習到達目標を設定して、4技能をバランスよく指導・評価する。

- ④ 高等学校外国語科では、自らの考えや意見を発信・提案するなど、積極的に活用する能力を養うとともに、英語による言語活動の充実・高度化に向けた実践を積み重ねる。また、すべての学校において「CAN-DO リスト」の形で設定した学習到達目標を生徒や保護者に公表するとともに、到達状況を効果的に把握、修正できる体制を確立し、4技能をバランスよく指導・評価する。

5. LD等支援の必要な子どもの学力向上³¹

- ① 個々の子どもの課題を明確にとらえ、行動面だけでなく学力面への支援を充実させる。そのために、「個別の指導計画」等を活用し、子どもの特性を全教職員が正しく理解して、規律ある生活習慣の確立、学びの集団づくり、子どもの特性や教科等の特質に応じたきめ細かな支援に基づく学力向上に向けた取組を推進する。
- ② 「ひらがな聞き取りテスト」等の発達段階に応じたアセスメントを実施するなど、読み書きに支援が必要な子どもの実態を早期に把握し、個別に有効な教材の使用や指導方法の工夫、ICTの活用などにより、子どもの実態に応じた適切な支援を行う。

²⁹ 探究的な学習を充実させる総合的な学習の時間の単元展開、京都や地域で学ぶ強みを生かす子どもの育成ー「伝統と文化」に係る学習の構想ー、中学社会科における課題解決学習を充実させる学習モデル、政治的教養を育む教育を進めるにあたって

³⁰ 小学校英語活動 こんなふうを始めよう！ Vol.1・2(DVD)

³¹ 発達の特性等によって困りのある中高生のための指導・支援ガイド（第2版）、授業作りに活かす個別の指導計画の作成と運用、ひらがな聞き取りテスト

6. 道德教育の充実³²

- ① 共によりよく生きるために、お互いの生き方や価値観の違いを認め合い、そのよさを伸ばしつつ、共通して守るべきものはしっかり身に付けていく、「しなやかな道德教育」の実践を推進する。
- ② 公共心や公德心、生命を尊重する心、感謝する心等の道德性を育てることをねらいとした活動、人間としての生き方・在り方についての考え・自覚を深め、自己の生き方についての考えを確立する活動等を意図的・計画的に実施し、そうした力が子どもの日常の行動に顕在化されるようにする。また、その際、いじめの防止や安全の確保などにも資することとなるよう留意する。
- ③ 幼稚園期においては、教員との信頼関係の下、自己調整力や協調性、自尊心などのいわゆる非認知的能力が育まれるとの自覚のもと、他の幼児との関わりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちを持って行動するなど道德性や規範意識の芽生えを培う。
- ④ 小・中・小中学校においては、校長の明確な方針の下、道德教育推進教師を中心に、全教職員による校内体制を確立し、6月及び10月を「道德教育推進月間」と位置付け、すべての学年・学級での公開授業やホームページ、学校だより等を通して、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、教育活動全体を通じて道德教育を推進する。
- ⑤ 高等学校においては、校長が全体計画において明示した道德教育の方針に基づき、道德教育推進教師を中心に各教科等の道德教育における役割や関連性を検証しながら、全教育活動を通して道德教育を推進する。
- ⑥ 道德科においては、宿泊・自然体験、職場体験、ボランティア活動などの体験活動や各教科・外国語活動、総合的な学習（探究）の時間、特別活動との関連を図り、問題解決的な学習や道德的行為に関する体験的な学習等を取り入れるなど、多様な実践活動を生かして、道德的価値の理解を深める指導の充実を図る。その際には、情報モラルなどの喫緊の課題のほか、「SDGs」にも密接に関連する環境や平和、人権等ESD（持続可能な社会づくりの担い手を育む教育）にかかる様々な課題、また、中学校期においては、科学技術の発展と生命倫理との関係等の課題にも留意する。

7. 伝統文化や芸術を通じ、豊かな感性・情操を育む教育の充実

- ① 茶道や華道をはじめ、様々な伝統文化体験等を通じて、伝統文化を生み出し、守ってきた人々の長い歴史と情熱、そのすぐれた知恵や技を受け継ぐことの大切さを理解し、伝える取組を進める。さらに、日本の食文化が、地域の食材や四季の移ろい、節句や年中行事等実生活に根差していることや、自らも伝統と文化を受け継いでいく担い手であることを実感できる取組を充実させる。
- ② 芸術に関する教育においては、楽しさや美しさ、そのよさを味わう活動を充実させ、生涯にわたって芸術に主体的にかかわっていく力や態度を育む。また、感性と知識・技能や生活体験とが相互に作用し合って、思考力、判断力、表現力を高めることを重視しながら、創造性と豊かな情操を培う。
- ③ 子どもが、乳幼児との触れ合いや、身近な動物・植物に親しみ、育てることなどの直接的・具体的体験を通じて命の温もりや尊さを感じたり、また、身近な自然に対して主体的に働きかけ、自然の偉大さと生命との関わりを感じ、考えたりすることを重視した取組を充実させる。

8. 規範意識の育成³³

- ① あいさつの励行、学習規律の徹底、基本的生活習慣の確立、児童会・生徒会活動における指導等を通して、子どもが望ましい人間関係を築き、集団の一員として協力する態度を育成するとともに、法やルール的重要性を自覚し、「守らされているもの」という意識ではなく、自ら行動できる取組を推進する。とりわけ、子どもの自主的な活動の企画・実施、薬物乱用防止教室や京都府警と連携した非行防止教室等の実施により、社会生活を送るうえで人間として当然持つべき規範意識を確実に身に付けさせる。
- ② 問題行動に対しては「社会で許されない行為は、学校においても許されない」という毅然とした姿勢で指導を徹底し、積極的に家庭に協力を求めるとともに、そうした行為に対して、子ども同士が正義感を持って指摘し合える風土を醸成する。
- ③ 情報モラルの学習は、各教科等の目標と連動させながら、各教科等の情報を活用する場面において行う。特に、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てる「心を磨く領域」とセキュリティの知識・技術、健康への意識を育てる「知恵を磨く領域」の内容をバランスよく系統的に指導する。また、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、子ども本人の情報流出、不用意な発信等により、他者を傷つけることが

ないよう、さらには、性的被害等から子どもを守るため、正しい判断力を身に付けさせる。

- ④ スマートフォンなど情報通信機器の普及による急速な情報化が進む中、教職員がその機能や危険性、さらには、ゲーム等も含め日常生活にも支障をきたす恐れのある依存性について正しく理解し、指導する。

9. 多様性を理解する姿勢の涵養

- ① すべての子どもが障害についての理解と認識を深め、互いを尊重し共に成長し合う教育を推進する。「交流及び共同学習」の実施にあたっては、障害の有無にかかわらず、すべての子どもが同じ目標を持って共同で達成する学習の場等を意図的に設定するなど、計画的、組織的に推進する。
- ② 「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」や「心のバリアフリー」等の趣旨も踏まえ、手話が言語であるとの理解や、点字、ユニバーサルデザイン等に関する学習を発達段階に応じて進める³⁴。
- ③ 「世界文化自由都市宣言」や「京都市立学校外国人教育方針」及びその補足通知の下、子どもたちに民族や国籍の違いを越えて、文化・伝統の多様性を認め、相互の主体性を尊重し、共に生きる国際協調の精神を培う活動を組織的、計画的かつ継続的に実施する。その際、京都で学ぶ留学生、地域に住む外国籍市民、海外在住経験者の協力や、海外の学校との交流を通して、日本のよさを自らの言葉や行動で伝えながら取り組むよう留意する。
- ④ 文化・宗教上の理由等で、服装・食事・更衣等生活面や、学校行事への参加等に配慮が必要な子どもについては、個別の事情に応じ、本人や家庭の意向を尊重した対応に努めるとともに、教職員や周りの子どもの文化理解と受容性の幅を広げるような環境づくりを図る。
- ⑤ 世界共通の文化であるスポーツに関する学習を通じて、多様性尊重の精神や他者と協働する大切さを学ぶとともに、東京オリンピック・パラリンピックの開催を控える中、その歴史や意義、理念等を踏まえ、平和と友好に満ちたグローバルな共生社会等の構築や、国際的な視野を持って世界の平和に貢献することの大切さ、さらには、アンチ・ドーピング（ドーピング行為の防止に向けた活動）の視点等も踏まえたフェアプレイの精神などについて学ぶ機会とする。
- ⑥ 性同一性障害や性自認・性的指向にかかる子どもへの対応にあたっては、教職員自身が正しい知識を持ち、子どもが相談しやすい環境づく

りに努めるとともに、文部科学省の通知・資料等も参考のうえ、個別の事案に応じ、子どもや保護者の心情等に配慮した組織的な対応を行う。

10. 支え合い高め合う集団づくりの推進と絆づくり³⁵

- ① すべての子どもが他の人のよさを見つけようと努め、互いに協力し合い、時には互いに指摘し合うなど絆を強めるとともに、自己肯定感、自己有用感等の自尊感情を高める中で、自分の力を学級全体のために役立てようとする風土を創りあげる学級経営を進める。また、一人一人の子どもの自己指導能力の育成のために、あらゆる機会をとらえ、「自己決定の場を与える」「自己存在感を与える」「共感的な人間関係を育成する」という生徒指導の三機能で関わる教育活動の推進を図る。
- ② 京都市こども未来会議の決議を踏まえた児童会・生徒会活動等、子どもの主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己実現につなげる指導を進める。
- ③ 不登校状態の子どもへの支援のみならず、すべての子どもがいきいきと学び、友人関係を育むことができる魅力ある学校・学級づくりや心の居場所づくりに向け、子どもとの信頼関係をしっかりと築くとともに、学校が一体となった情報共有や取組を進める。
- ④ いじめが絶対に許されない人権侵害であることを理解させ、自分の大切さとともに他者の大切さを認め人権意識を高める取組とともに、その解決の当事者として実践する機会を設ける取組の充実を図る。
- ⑤ 「京都市いじめの防止等に関する条例」「京都市いじめの防止等取組指針」及び各学校において定める「学校いじめの防止等基本方針」に基づき、いじめはどこでもいつでも、どの子どもにも起こり得るという危機意識の下、アンケート等の活用によるいじめ等の兆候の早期発見と情報共有、学校・家庭・地域が連携した迅速かつ適切な対応及び再発の防止について、全教職員の共通理解の下、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を組織的に進める。
- ⑥ 子どもの状況や学級実態を的確に把握し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門職との連携や、クラスマネジメントシートの活用を積極的に進めるなど、多角的な視点を持って対応する。

³² 京都市道徳指導資料集「ゆめいっぱい」（小学校）・「心の旅」（中学校）、中学校道徳実践事例集、道徳教材・指導案集、考え、議論する道徳を目指して、特別の教科 道徳 評価について、長期宿泊自然体験「活動資料集」～野外活動から野外教育へ～

³³ 生徒指導部長の実践知、規範意識を育む活動プログラム例、子どもたちの自己実現に向けて、情報モラル指導カリキュラム、京都市いじめの防止等取組指針、生徒指導ハンドブック、スマホ学習（携帯情報通信機器に関する学習）プログラム

³⁴ 心をつなぐ手のことば手話で話そう！、手話ビデオ教材

³⁵ 生徒指導の三機能チェックリスト、生徒指導部長の実践知、子どもたちの自己実現に向けて、規範意識を育むほめ方・叱り方、クラスマネジメントシート実施の手引、登校支援ハンドブック、京都市いじめの防止等取組指針

11. 運動やスポーツの実践と体力の向上

- ① 運動する子どもとしない子どもの二極化の傾向が続く中、東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、運動やスポーツに親しむ気運を高め、その楽しさや喜び、達成感・成就感等を味わい、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践することができるよう、体育学習及び運動部活動のより一層の充実を図る。
- ② 体育学習や部活動の実施にあたっては、組織的・計画的な安全管理・健康管理を徹底するとともに、とりわけ部活動の運営にあたっては、文化部・運動部を問わず、各校種のガイドライン等に基づき、適切な休養日や活動時間を設け、安全で、より充実した活動となるよう学校全体で取組を進める³⁶。
- ③ 幼稚園期においては、様々な遊びの中で、興味、関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、十分に体を動かす爽快感を体験し、自ら体を動かそうとする意欲を育てる。小学校期以降においては、学習したことを実生活において生かすことを重視し、自ら進んで運動やスポーツに親しむ資質や能力を身に付けられるよう、校種間の接続及び発達の段階を意識した指導を行う。
- ④ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果において、全体的に本市が全国平均を下回り、とりわけ反復横とびと上体起こしの数値が低く、敏捷性、筋力・筋持久力に欠ける傾向があるなど、偏りのある体力実態の改善が喫緊の課題となっている。このことを踏まえ、各学校の子どもの体力や運動習慣等における特徴と課題を明確にし、家庭や地域との連携を図りながら、体力及び運動能力の向上に向けた特色ある取組を推進する。その際、体育学習や運動部活動はもとより、休み時間や放課後を活用した取組や外遊びなど、教育活動全体を通して、子どもが楽しみながら運動に触れる機会を積極的に設けるよう工夫する。
- ⑤ 体を動かすことが、情緒面や知的な発達を促し、集団的活動や身体表現等を通じてコミュニケーション能力や論理的思考力を育むことにも資することを踏まえ、心と体を一体としてとらえた指導を行うことにより、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

12. 保健教育の充実³⁷

- ① 生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成するため、発達の段階に応じて系統性のある指導ができるよう、指導内容の体系化を図る。
- ② 食事、運動、休養・睡眠の調和のとれた生活習慣を身に付けることが、心身の健やかな成長や健康の保持増進につながることを理解させ、「早寝・早起き・朝ごはん」等望ましい生活習慣を自ら実践する力を育てる取組を充実させ、保護者へ積極的に働きかける。
- ③ 子どもがけがや病気の原因、予防法を正しく理解し、自分自身の健康を保持・増進しようとする意識と態度を育てる。
- ④ エイズや性感染症、望まない妊娠などの課題に対応するため、発達段階を踏まえて、性に関する基礎的・基本的事項を正しく理解させ、人間関係や現在及び将来の生活において直面する性に関する諸課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるよう指導を充実する。
- ⑤ 性に関する指導にあたっては、SNSを通しての性的被害など新たな課題もある中で、その内容や計画について学校全体で共通理解を図るとともに、保護者の理解を得ながら丁寧に進める。学習を実施する場合には、発達段階、指導の目的や内容、取扱いの方法等について十分に配慮して行う。

13. 飲酒・喫煙・薬物に関する指導³⁸

- ① 飲酒、喫煙、薬物の有害性・危険性や医薬品についての正しい知識を身に付けさせるとともに、生涯にわたっての行動に結び付くよう、体育・保健体育、道徳科、特別活動等での関連した指導や薬物乱用防止教室の実施等を徹底する。
- ② 大麻をはじめとする違法薬物は、「子ども一人一人の身近に迫っている」という強い危機意識を、教職員・保護者・地域が共有し、所持・譲渡等が違法行為であることはもとより、一回の使用が常習性を招き、自らの心、体、生命を脅かすだけでなく、家族や友人などの人生を狂わせてしまう深刻な事態に及ぶ危険性が大きいことを理解させ、薬物を勧められても子どもにその一線を越えさせないために、学校組織全体で計画的な薬物乱用防止教育を推進し、児童生徒が薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を図る。

14. 安全教育の充実³⁹

- ① 生涯を通じて安全で活力のある生活を送るための基礎を培うために、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3つの領域について、学校安全計画に基づき、学校教育活動全体を通じて計画的に指導を行う。
- ② 子ども自身が学校や地域において危険を予測し、主体的に危険を回避する力及び適切に行動できる力を育成し、交通事故や水難事故、熱中症、転落事故等、日常生活の中の様々な危険から自分を守るための知識と判断力を身に付けることができるよう、計画的に安全教育の取組を推進する。
- ③ 交通事故の加害者にも被害者にもならないように、交通ルールを遵守した安全な自転車の乗り方に関する指導を徹底する。また、事故を起こした場合のリスクや社会的責任についての理解を図ると共に、自転車を利用するすべての者を対象に自転車向け賠償責任保険への加入が義務化されたことを受け、保険加入の推進について働きかける。
- ④ 災害発生時の避難方法について確認するなど、校外活動時や登下校中、休日における災害発生に対しても適切に対応できるよう備える。特に海・山・河川等での野外活動については現地地下見を十分に行い、安心・安全な活動が行えるように努める。
- ⑤ 危機管理マニュアルに基づく研修や訓練を地域とも連携して実施し、子どもの引き渡しの方法等、具体的な対応について検討し、各家庭とも共通理解を図っておく。
- ⑥ 学校・家庭・地域が連携した自転車安全教室や通学路の安全対策、犯罪や事故の抑止に向けた取組、防災・避難訓練等への子どもの参画を促進するなど、地域における人と人とのつながりを重視した取組を通して、「安心で安全なまちづくり」の担い手としての自覚を高める。
- ⑦ 災害や学校園内外での事件・事故など緊急時を想定した対応訓練については、各学校園の実態や規模に応じて、時期や内容を工夫したり、関係機関と連携を図ったりしながら計画的に行えるようにする。

15. 食に関する指導の推進⁴⁰

- ① 食生活調査の結果も活用しながら、子どもの食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で、みんなと一緒に食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちを育てる。
- ② 小中連携の下、心身の健康の保持増進を目指して、学校給食を「生きた教材」として食に関する指導を推進し、望ましい食習慣を育むとともに、安心・安全な食品を選択する力や、食にかかわる人々と食物への感謝の心を育てる。
- ③ 和食文化をはじめ、家庭・地域、学識経験者、専門家等と連携した伝統的食文化の継承や「地産地消（知産知消）」を推進するとともに、食生活の改善に向けた意識や関心を高める各学校の特色ある取組を推進することにより、食育の充実を図る。
- ④ 食物アレルギーのある子どもの学校生活を安心安全なものにするため、すべての教職員が食物アレルギー・アナフィラキシーに対する正しい知識に基づいた適切な対応がとれるよう、「京都市立小学校における食物アレルギー対応の手引」等による研修の機会を充実させる。また、保護者との連携を密にしながら、校内組織の整備と関係機関との連携を進める。

³⁶ 小学校における水泳指導の手引、小学校の水泳指導における安全管理指針、小学校部活動（運動部）運営の手引、京都市立小学校運動部活動等ガイドライン、京都市立中学校部活動ガイドライン、京都市立高等学校部活動ガイドライン

³⁷ 学校保健の手引、性に関する諸課題について～児童生徒を取り巻く現状と基本的な対応に関する参考資料～、学校における「性に関する指導」＜参考資料＞

³⁸ 薬物乱用防止教室実施に向けての指導資料、薬物乱用防止教育スタンダード

³⁹ 学校安全の手引（小学校、中学校）、安全ノート（1・2年指導用、3・4年指導用、5・6年指導用、中学校教師用）、京都市立学校学校防災マニュアル作成指針

⁴⁰ 食に関する指導実践事例集、日本料理に学ぶ食育カリキュラム指導資料集、小学校給食の手引き、京都市立小学校における食物アレルギー対応の手引、小学校給食衛生管理マニュアル、「京都市選択制中学校給食」パンフレット・給食予約システム「ご利用案内」

メ モ

参 考 资 料

関連資料等一覧

「学校教育の重点」の記載内容に関連する主な資料等をまとめました。学校指導課ホームページ(イントラネット)から資料を閲覧できますので、御活用ください。(一部インターネット上では閲覧できない資料もあります。)

掲載頁	No	資料等の名称
		教育課程指導計画(京都市スタンダード)
		京都市立幼稚園教育課程編成要領・京都市立小学校教育課程編成要領・京都市立中学校教育課程編成要領 ・京都市立高等学校教育課程編成要領・京都市立総合支援学校教育課程編成要領
		京都市環境教育スタンダード・ガイドライン
		《学校における》人権教育をすすめるにあたって
2	1	京都市防災教育スタンダード
2・19	1・39	京都市立学校学校防災マニュアル作成指針
3	2	カリキュラム・マネジメント
3	2	京都市学校評価ガイドライン[第3版]
3	3	京都市立幼稚園教育課程編成要領
3	4	「京都市小学校プログラミング教育」スタートハンドブック, スタンダードVol.1
3	5	生き方探究パスポート活用・指導の手引
3	5	京都市生き方探究(キャリア)教育スタンダード
3	5	「生き方探究・チャレンジ体験」の手引
3	5	「スチューデントシティ学習」・「ファイナンスパーク学習」指導者マニュアル
3	5	スチューデントシティ学習補助資料「スチューデントシティ学習を核にした総合的な学習の時間(例)」
3	5	「京都モノづくりの殿堂・工房学習」指導資料集
3	5	京都モノづくりものがたり ビジュアル版, 漫画 京都モノづくり列伝
3	5	「自分らしい生き方を探究するための進路選択にむけて」リーフレット
3	6	京都市「学校現場の働き方改革」方針(案)
3	6	京都市教員等の資質の向上に関する指標
3	6	京都市OJT実践ガイドライン
3	6	授業力向上にむけて大切にしたい視点
4	7	京都市小中一貫教育ガイドライン(試案)
4	8	「保幼小接続の推進」リーフレット, 「保幼小連携・接続」パンフレット
5	9	障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの「交流及び共同学習」の推進のために
5	10	授業・学級・学校づくりのユニバーサルデザインチェック表(小学校)(中学校)
5・17	11・35	登校支援ハンドブック
5	12	障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領
5・15	13・30	発達特性等によって困りのある中高生のための指導・支援ガイド(第2版)
6	14	日本語指導の手引「特別の教育課程」による日本語指導がスタートしました!
6	14	「帰国・外国人児童生徒」の受け入れ手順
6	14	日本語指導が必要な子どもたちのための日本語の力, 生活経験に応じた授業づくりの考え方・支援例集
6	14	「外国にルーツをもつ子どもたち(日本語指導が必要な子どもたち)の教育」に関する, 校内研修の進め方例・研修内容例
6	15	学校と保護者のよりよい関係を目指して
6	15	京都はぐくみ憲章「行動指針」
6	16	子どもを共に育む「親支援」プログラム
7	17	放課後まなび教室のねらいと充実に向けて
7	18	学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き
7	19	「障害のある子どもたちのよりよい就学先を求めて～京都市の就学相談～」リーフレット
7	19	「～障害のある子どもたちの『はぐくみ』を支える～育(はぐくみ)支援センター」リーフレット
7	19	知ってほしい! 「高校通級特別支援チーム」リーフレット
7	19	京都市高校生サポート
7	19	就学支援シート
7	20	子ども・子育てに関する情報・相談窓口
9・14	21・25	未来につながる力を育む京都市立幼稚園
9	21	幼稚園版家庭教育の手引き「家庭を学びの環境に」
9	22	読書ノート「親子で絵本!」

掲載頁	No	資料等の名称
10	23	主体的・対話的で深い学びの実現に向けて【試案】
10	24	自学自習のすすめ
14	26	子どもたちの学力向上をめざして、学びのコンパス
14	27	情報教育スタンダード
14	27	京都市理科観察実験支援事業報告書、いきいき理科大好き推進校実践事例報告書
14	27	科学的な思考力を育成する観察・実験の在り方
14	28	言語活動の充実に向けた研修資料
14	28	読書ノート・学校図書館活用ノート
14	28	第4次京都市子ども読書活動推進計画
14	28	各教科等における、系統的、計画的な学校図書館の活用
15	29	探究的な学習を充実させる総合的な学習の時間の単元展開
15	29	京都や地域で学ぶ強みを生かす子どもの育成－「伝統と文化」に係る学習の構想－
15	29	中学社会科における課題解決学習を充実させる学習モデル
15	29	政治的教養を育む教育を進めるにあたって
15	30	小学校英語活動 こんなふう始めてみよう！Vol. 1・2 (DVD)
15	31	授業作りに活かす個別の指導計画の作成と運用
15	31	ひらがな聞き取りテスト
17	32	京都市道徳指導資料集「ゆめいっぱい」(小学校)、京都市道徳指導資料集「心の旅」(中学校)
17	32	中学校道徳実践事例集
17	32	道徳教材・指導案集－京都ゆかりの教材を用いて－
17	32	考え、議論する道徳を目指して
17	32	特別の教科 道徳 評価について
17	32	長期宿泊自然体験「活動資料集」～野外活動から野外教育へ～
17	33・35	生徒指導部長の実践知
17	33	規範意識を育む活動プログラム例
17	33・35	子どもたちの自己実現に向けて
17	33	情報モラル指導カリキュラム
17	33・35	京都市いじめの防止等取組指針
17	33	生徒指導ハンドブック
17	33	スマホ学習(携帯情報通信機器に関する学習)プログラム
17	34	心をつなぐ手のことば手話で話そう！
17	34	手話ビデオ教材
17	35	生徒指導の三機能チェックリスト
17	35	規範意識を育むほめ方・叱り方
17	35	クラスマネジメントシート実施の手引
19	36	小学校における水泳指導の手引、小学校の水泳指導における安全管理指針
19	36	小学校部活動(運動部)運営の手引
19	36	京都市立小学校運動部活動等ガイドライン
19	36	京都市立中学校部活動ガイドライン、京都市立高等学校部活動ガイドライン
19	37	学校保健の手引
19	37	性に関する諸課題について～児童生徒を取り巻く現状と基本的な対応に関する参考資料～
19	37	学校における「性に関する指導」<参考資料>
19	38	薬物乱用防止教室実施に向けての指導資料、薬物乱用防止教育スタンダード
19	39	学校安全の手引(小学校、中学校)
19	39	安全ノート(1・2年指導用、3・4年指導用、5・6年指導用、中学校教師用)
19	40	食に関する指導実践事例集
19	40	日本料理に学ぶ食育カリキュラム指導資料集
19	40	小学校給食の手引き
19	40	京都市立小学校における食物アレルギー対応の手引
19	40	小学校給食衛生管理マニュアル
19	40	「京都市選択制中学校給食」パンフレット・給食予約システム「ご利用案内」

社会の大きな変化と新しい学び ～持続可能な社会を実現するために～

今、グローバル化や科学技術の高度化など社会環境の変化が加速し、社会的な課題の増大や複雑化が進む大変革時代を迎えている。なかでも、わが国では、AI・IoT・ビッグデータ・ブロックチェーン等のデジタル技術が原動力となり変革する社会の姿として「Society5.0」が提唱されている。

本市教育は、こうした社会の変革とうまく結びつくことで、子どもを地域や社会の宝として大切に育む「はぐくみ文化」の下で培われてきたつながりや恵みを存分に活かしながら、グローバルな視点で新たな価値を創造できる持続可能な社会の担い手の育成に向け、「誰一人取り残さない」、未来志向なものとして新たな地平を切り拓くことが可能となる。



重要キーワード : SDGs , Society5.0 , ESD , レジリエンス , EdTech , STEAM

SDGs(持続可能な開発目標)

2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載される、2030年を年限とする世界のあるべき姿として、持続可能な社会を実現する17のゴールと169のターゲットから構成されている。あわせて、普遍性(全ての国が行動)・包摂性(誰一人取り残さない)・参画性(全てのステークホルダーが役割を)・統合性(社会・経済・環境に統合的に取り組む)・透明性(定期的にフォローアップ)の5つの特徴を持つ。

SDGsの目標は、各々独立しているものではなく、根底で密接に関連し合っており、ある目標の達成のための行動が他の目標を阻害することもあれば、逆に、複数の目標に好影響を与える場合もある。特に、目標4の「質の高い教育をみんなに」は、他のすべての目標と深く結びついており、人々の学び方や考え方、行動にシフトをもたらすものとしてSDGsの基礎と言われている。

大切なことは、既存の取組とSDGsの目標との関連付けだけでなく、あらゆる主体がSDGsという「未来志向」の価値観でつながり、矛盾や対立を超えて、ともに幸せな未来社会を描き、その実現に向けて、連携・協働していくチャレンジである。

Society5.0(超スマート社会) ※1.0(狩猟社会)→2.0(農耕社会)→3.0(工業社会)→4.0(情報社会)

第5期科学技術基本計画(平成28年1月閣議決定)で提唱された未来社会の姿。人工知能(AI)、ビッグデータ、Internet of Things(IoT)等の科学技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが現在とは「非連続的」と言えるほど劇的に変わることを示唆するもの。サイバー空間(仮想)とフィジカル空間(現実)との高度な融合により、経済発展と社会的課題の解決が両立する人間中心の社会となることが期待されている。

こうした社会的な変化が急激に進む中で、子どもたちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備えた持続可能な社会の創り手として、一人一人が他者との関わりの中で目指すべき社会像を描き、共有し、実現していくために必要な資質・能力を一層育成することが求められている。

平成30年6月に文部科学大臣の下でとりまとめられた「Society5.0に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～」では、共通して求められる力として、「文章や情報を正確に読み解き対話する力」、「科学的に思考・吟味し活用する力」、「価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心、探求力」が示されている。さらに、新たな社会を牽引する人材に求められるものとして、「技術革新や価値創造の源となる飛躍知を発見・創造すること」や「技術革新と社会課題をつなげ、プラットフォームを創造すること」、「課題解決を指向するエンジニアリング、デザインの発想に加え、真理や美の追求を指向するサイエンス、アートの発想」等の重要性が示されている。

ESD(持続可能な開発のための教育)

SDGs の目標 4 「質の高い教育をみんなに」におけるターゲット 4.7 に記載されている。前述のとおり、教育は SDGs の基礎とも言われるように、持続可能な社会の担い手づくりを通じて、SDGs の 17 の目標の達成に貢献するものである。これまでから本市では、地域資源等を活用した探究的な学習等を通じて、他者と協働することの大切さや身近な活動が様々な課題の解決に資することを子どもに実感させる ESD の理念を踏まえた取組を先駆的に進めている。今後はさらに、これまでの取組を SDGs の視点から統合的に再構築し、新たな意義や価値づけを行い、未来を創るために学ぶ喜びを子どもたちに届けることが求められている。

レジリエンス

「レジリエンス」とは、「様々な危機からの回復力、復元力、しなやかな強さ」を意味する言葉である。本市では、自然災害のような「目に見える危機」だけでなく、人口減少など「目に見えない危機」も含めてレジリエンスの課題として捉え、将来にわたって人々がいきいきと暮らせる、魅力と活気に満ちた京都であり続けるための取組指針となる「京都市レジリエンス戦略」を策定し、取組を進めている。20年後、50年後のまちの姿をどのように描き、「自分ごと」、「みんなごと」として、どう持続・発展させていくか。これは、「SDGs」の理念とも密接に関連している。

子どもの頃から文化や芸術に親しむ、自然と触れることで環境の大切さを知る、防災訓練を通して災害に備える大切さを学ぶ、さらには、地域に開かれた教育活動の実践により、地域への愛着や絆の大切さを感じるなど、市民ぐるみ・地域ぐるみの教育は、未来の担い手を育む根幹となる営みである。

EdTech ・ STEAM

持続可能な未来社会の担い手となる子どもたちの育成に向けては、これまで積み重ねてきた教育実践の礎の上に、社会変革を踏まえた新たな要素や方法も取り入れ、教育の質を高めていくことが求められている。前述の「Society5.0に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～」や『「未来の教室」ビジョン 第2次提言』（経済産業省）では、改革の方向性として次の内容等が示されている。

👉 EdTech (Education + Technology)

教員を支援し教育の質を高めるツールとしてデジタル技術を活用することにより、異年齢集団の他、地理的制約を超えて多様な他者と協働的に学ぶことや、子どもたちの意欲を高め、一人一人の能力・適性や発達段階等に応じた学習者中心の学びなど、一斉一律の授業スタイルに止まらない学びの変革を可能にするものである。

👉 STEAM (Science・Technology・Engineering・Mathematics + Arts)

今後の社会を生きるうえで不可欠になる科学技術の素養や論理的思考力といった「STEM」の要素に加え、論理よりも直感に基づくデザイン思考や幅広い教養といったリベラルアーツ (Arts) の要素を編み込み、価値を発見し生み出す感性と力を重視する学びである。文理を問わない知識の習得 (=知る) と探究型学習の中で知識に横串を刺し課題解決を図る (=創る) の循環をカリキュラムマネジメントにより実現すべきこととされている。

今後の教育界の動き		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
主な動き		・国際博物館会議(ICOM) 京都大会2019 ・「番組小学校」創設150周年	・東京オリンピック・パラリンピック	・関西ワールドマスターズゲームズ	・成年年齢引き下げ(民法改正)			
新学習指導要領関連	幼稚園	教育要領・教育課程編成要領等	全面実施中(平成30年度～)					
	小学校・中学校・小中学校	新学習指導要領		小学校:全面実施	中学校:全面実施			
		教科書採択	小学校:採択 中学校:検定	中学校:採択		小学校:検定	小学校:採択 中学校:検定	中学校:採択
		京都市スタンダード(指導計画)	●小学校:作成	●中学校:作成			●小学校:作成	●中学校:作成
		特別の教科「道徳」関連	中学校:全面実施					
		実践的英語力育成プログラム	●小学校英語移行措置	●小学校英語全面実施				
	高等学校	新学習指導要領・教育課程編成要領等	●教育課程編成要領配付	●令和4年度教育課程協議	●令和4年度教育課程申請	1年生から順次実施		全面実施
		教科書採択		検定	採択	使用開始		
		指導と評価の一体的改善		現行学習指導要領下での改善調査書使用開始		指導要録新様式の使用開始(年次進行)		新学習指導要領下での調査書使用開始
		道徳教育	●高校:道徳教育推進教師配置					
総合支援学校	教育課程編成要領等		小学部:全面実施	中学部:全面実施	高等部:1年生から順次実施			
高改大接続	高校生のための学びの基礎診断	実施開始			新学習指導要領に対応した診断開始			
	大学入学共通テスト		実施開始				新学習指導要領に対応したテスト開始	
国など	教育振興基本計画	→				第四期策定(予定) →		
	英語4技能全国学力調査(中学3年生)	実施(以降3年に1回程度)			実施			
	PISA調査	2018調査結果		2021調査実施	2021調査結果			
	幼児教育保育無償化	2019年10月から実施						
京都市	はばたけ未来へ京プラン(京都市基本計画)	→		●次期計画(令和3～7年度)	→			
	京都市未来こどもはぐみプラン	→		●京都市はぐみプラン(令和2～6年度)	→			
	京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画	→			→			
	文化庁本格移転(第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」)	→		●全面移転予定(変更可能性有)	→			
	京都文化芸術プログラム2020+	→			→			
	義務教育学校制度	●向島秀蓮小中学校開校(市内7校目)	●京都京北小中学校開校(市内8校目)					

※●は京都市の動きを、それ以外は国の動きを表します。



全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女性の能力強化を行う



全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



各国内及び各国間の不平等を是正する



包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



持続可能な生産消費形態を確保する



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



持続可能な開発のために海洋・海洋資源を安全し、持続可能な形で利用する



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対応、並びに土地の劣化の防止、回復及び生物多様性の損失を防止する



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



「SDGs先進度調査」(日経新聞)で全国815市区中、京都市は1位!

誰ひとり取り残さない

京都市教育委員会は学校教育と生涯学習を通じてSDG 17の目標の達成に取り組んでいきます

京都はぐくみ憲章

～子どもを共に育む京都市民憲章～

わたしたちは、

- 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。



第3回京都市子ども未来会議 決議・提言

(令和元年8月20日)

子どもの規範意識を育む取組を推進するため、中学校各支部からの生徒会代表による「京都市中学校生徒会サミット」(平成23年度～)と小学校代表児童による「京(みやこ)キッズ会議」(平成29年度～)を小中連携のもと同時開催し、互いの決議・提言を交流し全市に発信しました。

京都市中学校生徒会サミット

一生モノの『楽』力を!

まなぶ環境、まなぶ意欲、まなび方、まなび合う関係

具体的な行動 4箇条

- 一、率先して感謝の思いを伝える機会を持つ **言葉**
- 一、目標設定を大切にし、
日常の頑張りを認め合う機会を持つ **継続**
- 一、互いの良さを認め合い、
新たな自分を発見する機会を持つ **意欲**
- 一、様々な人と協力して活動する機会を持つ **関係**



あなたの学校の「具体的な行動」を書こう!

みやこ 京キッズ会議

私たちの 考えや知恵を生かして いじめ問題に立ち向かおう

京キッズ会議の提言

- 一人一人の個性を大切に
認め合おう
- 思いやりを持ち、
安心できる環境づくりをしよう
- 一人ぼっちをつくらず、
いろいろな人と
コミュニケーションをとろう

